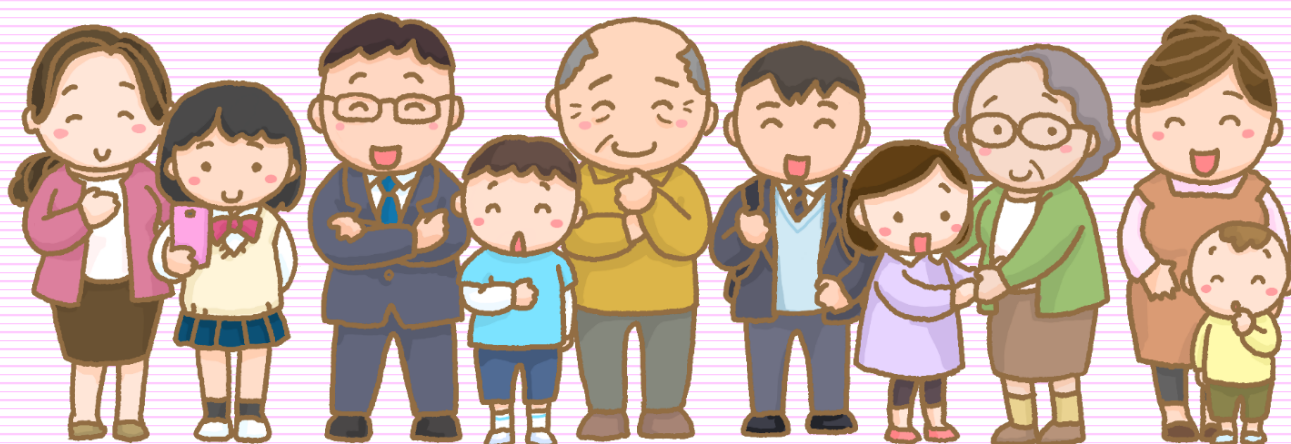


概要版

# 伊奈町第2期地域福祉計画

## 【概要版】



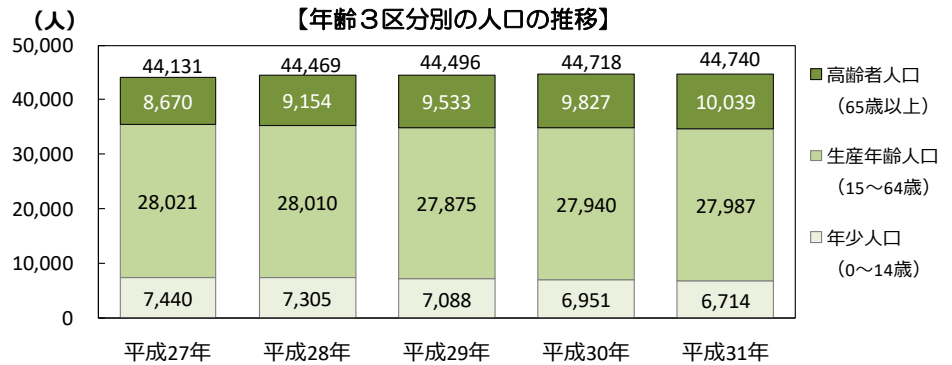
令和2年3月

伊 奈 町

# 伊奈町の様子

## ● 人口や世帯

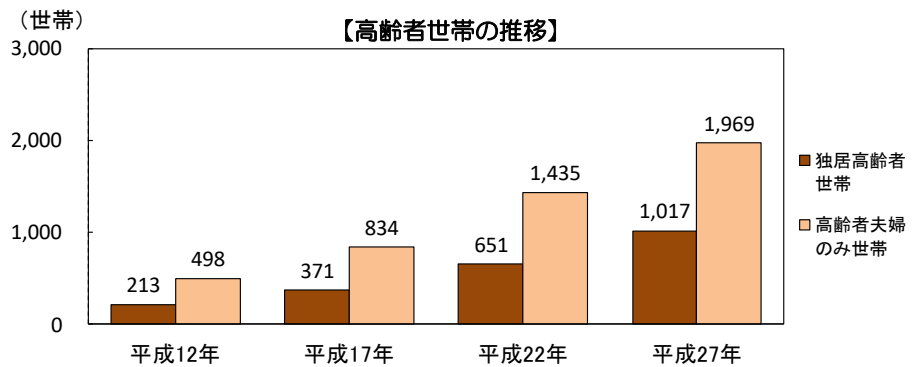
総人口は増加が続いていますが、こどもが減り、高齢者が多くなっています。



資料：住民基本台帳（各年 4月 1日時点）

## ● 高齢者の世帯

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多くなっています。



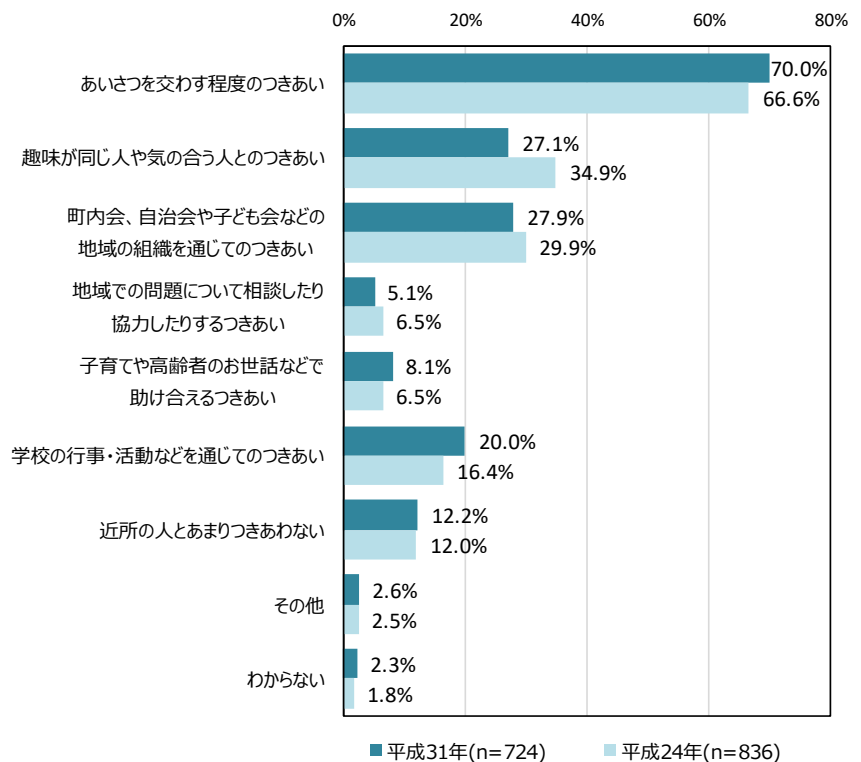
資料：国勢調査

## ● 地域でのおつきあいの程度

地域でのおつきあいの程度は、「あいさつを交わす程度のつきあい」が7割で最も多く、平成24年の調査よりも増加しています。



【現在、地域でどのようなおつきあいをしていますか】  
（3つまでの複数回答、nは回答者数）



資料：伊奈町総合振興計画アンケート

誰もが、住み慣れた地域で、毎日、安心して暮らせることを望んでいます、悩みは尽きません。



そうした悩みや生活課題に対して、住民と福祉関係の事業者・団体と行政がそれぞれの立場で協力して解決すること、

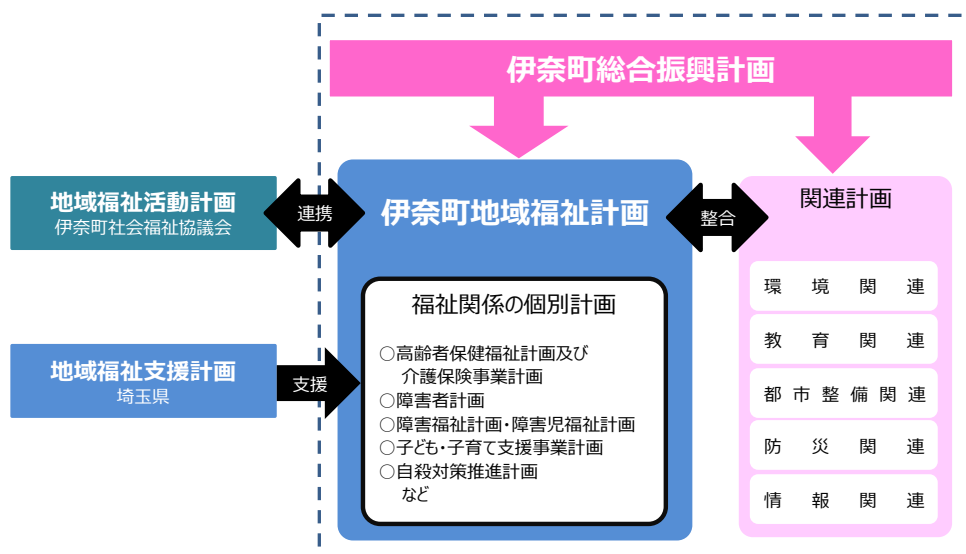
それが、**地域福祉**です。

「地域福祉」を具体的に総合的に進めるために、「伊奈町第2期地域福祉計画」が策定されました。

### 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定される計画です。町の最上位計画である「総合振興計画」のもとで、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」や「障害者計画」「障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられるものです。「伊奈町地域福祉活動計画」と連携し、本町における地域福祉の効果的な推進を図ります。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間ですが、計画期間中に町や社会、関係法令等に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



## 計画が目指す方向性

地域住民が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の構築を理念とした「伊奈町地域福祉計画」（第1期計画）の基本理念を、本計画でも継承します。

### 計画の基本理念

すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町

また、計画策定期間中に開催された「町民会議」での議論を踏まえ、町づくりの方向性を以下のとおり決めました。

#### まちづくりの 方向性

- 1 健康でいきいきと暮らせる「まち」
- 2 地域で支え合い助け合う「まち」
- 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」
- 4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

「基本理念」と「まちづくりの方向性」に基づき、3つの基本方針を計画の柱として設定し、施策が展開されます。その体系は以下のとおりです。

### 計画の体系

#### 基本方針 1

コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

- (1) 福祉教育・啓発の充実
- (2) 交流機会の創出
- (3) ボランティア活動の推進

#### 基本方針 2

支援を必要とする方の支援体制づくり

- (1) 孤立予防に向けた見守りの充実
- (2) 日常生活の支援
- (3) 防犯・防災対策

#### 基本方針 3

福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

- (1) 情報発信の充実
- (2) 相談支援
- (3) 権利擁護
- (4) 各種サービスの質の向上

## 施策の展開

### 基本方針 1

### コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

#### (1) 福祉教育・啓発の充実

##### ●町の取り組み

人権教育や福祉教育・学習機会の提供	・町民や町内企業向けの人権研修会等を実施します。 ・認知症サポーター養成講座を実施します。 など
地域福祉の考え方についての啓発	・ホームページや SNS を活用して、地域福祉の考え方の周知を図ります。 ・広報紙に民生委員特集や手話特集を掲載します。

##### ●町民や地域の取り組み

- 町や社会福祉協議会が主催する各種講演会や講習会に参加します。
- 各地区の夏まつりなどのイベントをきっかけとして、地域の人とたくさん話し、コミュニケーションをとります。 など

#### (2) 交流機会の創出

##### ●町の取り組み

地域の活動拠点づくりへの支援	・地域懇談会を開催し、地域づくりについての意識啓発や活動のきっかけづくりを行います。 など
地域の行事やイベントなどの交流機会の周知	・総合センターやゆめくるなどで行うイベントを広報紙やホームページで周知し、交流の機会を広げます。

##### ●町民や地域の取り組み

- 地域の友人を誘いあって地域のイベントや話し合いの集まりなどに参加します。
- ロコジ体操やサロンなど、それぞれの活動から地域交流へつなげます。 など

#### (3) ボランティア活動の推進

##### ●町の取り組み

町民のボランティア活動への参加促進	・「お年寄り世帯見守りたい」やロコジサポーター、雪かき応援隊などボランティア活動のきっかけづくりを行います。
ボランティアなど住民の自主的な活動に対する補助等の支援	・自主防災・自主防犯組織の資機材購入や研修等の活動への補助を行います。
地域福祉の推進の中心を担う社会福祉協議会への支援	・ボランティア養成講座や手話研修など社会福祉協議会で行う事業への補助を行います。

##### ●町民や地域の取り組み

- 社会福祉協議会のボランティアセンターなどを活用し、地域で支え合い助け合う活動に参加します。
- 小中学生の頃から「お年寄り世帯見守りたい」や廃品回収などのボランティア活動に参加します。 など

## 基本方針 2

## 支援を必要とする方の支援体制づくり

### (1) 孤立予防に向けた見守りの充実

#### ●町の取り組み

民生委員・児童委員の活動支援	・お年寄り世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などの見守りを継続的に見えるよう支援します。 など
生活に困窮する人に対する相談の実施	・生活困窮者相談会（アスポート）を継続して実施します。（年6回） ・「伊奈町自殺対策推進計画」に基づき、生活困窮者等への支援を推進します。

#### ●町民や地域の取り組み

- 「お年寄り世帯見守りたい」などの活動をきっかけにして、近所の人へ、日ごろのあいさつや声かけをします。
- 回覧板を回す際などに交わす日常のあいさつや会話の中で、さりげない見守りを行います。 など

### (2) 日常生活の支援

#### ●町の取り組み

買物などの移動が不便な方への支援	・生活支援体制整備協議体による生活支援の検討を進めます。
町内移動の利便性の向上	・町内循環バス「いなまる」は、2台体制での運行となりましたが、今後も更なる利便性の向上を目指します。
ゴミのふれあい収集事業の実施	・ゴミのふれあい収集事業により日常生活を支援します。

#### ●町民や地域の取り組み

- 居場所や集いの場などでの集まりをきっかけにして日常のコミュニケーションを深め、会話の中から、どのようなことに困っているのかを知り、支援できるようにします。 など

### (3) 防犯・防災対策

#### ●町の取り組み

防犯灯の設置	・必要な箇所への防犯灯の新規設置を進め、犯罪の未然防止に取り組みます。
防犯に関する情報発信や指導、啓発の実施	・自主防犯組織・町民に対し、上尾警察署職員による防犯講座を実施します。
消費生活センターの運用や消費生活セミナーの実施	・消費生活相談を実施します。（毎週月曜日～木曜日無料で実施） ・消費生活セミナーを実施します。（年2回実施）
自主防災組織の活動への支援	・自主防災組織の資機材購入や研修等の活動への支援を実施します。

#### ●町民や地域の取り組み

- パトロールなど地域の見守りボランティアに参加します。
- 区長・自主防災組織、民生委員などを中心に、プライバシーに配慮しながら、災害時に地域の中で支援を必要とする人を支援者がわかる体制をつくれます。 など

## 基本方針 3

# 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

### (1) 情報発信の充実

#### ●町の取り組み

各種サービスや町民の活動等についての情報の発信

・県の施設やニューシャトル各駅、金融機関、コンビニエンスストアなどでの広報紙の設置を継続します。

必要な情報を分かりやすく届ける広報紙やホームページづくり

・「広報いな」のわかりやすい紙面づくりに取り組みます。  
・SNS の活用を推進します。

#### ●町民や地域の取り組み

- 居場所や集いの場、サロンなどに積極的に参加し、地域の人とたくさん話し、コミュニケーションを取ります。
- グループの活動や催し物等の活動状況を、行政掲示板や地区内の回覧、情報誌、広報、ホームページ等のいろいろな方法で発信します。 など

### (2) 相談支援

#### ●町の取り組み

介護が必要な高齢者や障がい者、及びその家族への相談体制の充実

・民生委員・児童委員による困りごとの相談を実施します。  
・身体、知的障がい者相談会を実施します。  
・障害者差別解消法を周知します。  
・介護保険制度や障害福祉制度で相互に連携し、適切な相談支援を実施します。

#### ●町民や地域の取り組み

- 居場所や集いの場など、地域の身近な場で何でも相談できる体制を作ります。
- 悩みを抱える人がいたら、町の相談機関や民生委員・児童委員など、信頼できる相談先を紹介します。 など

### (3) 権利擁護

#### ●町の取り組み

成年後見に関する制度の利用促進

・成年後見制度の周知・啓発を行い、関係機関との地域連携ネットワークや地域の支援体制を構築します。

高齢者や障がい者、子どもへの虐待防止の推進

・地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、児童相談所などの関係機関と連携し、相談支援を行います。

#### ●町民や地域の取り組み

- 「お年寄り世帯見守りたい」などに加入し、地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り、虐待や消費者被害の可能性を感じたら、町や相談機関等へ伝えます。
- 権利擁護に関する理解を深めるため、地域包括支援センターで実施している講座に参加します。 など



#### (4) 各種サービスの質の向上

##### ●町の取り組み

児童、高齢者、障がい者など、各福祉分野のサービスの充実と質の向上	・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を推進します。 ・障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画を推進します。 ・子ども・子育て支援事業計画を推進します。 など
各福祉分野のサービス利用者の希望・意見などの聴取	・各福祉分野の計画等の策定時にアンケート調査を実施します。
サービス利用者の視点を持つ評価体制の構築	・当事者団体の方や公募の方等を委嘱し、各福祉分野の計画等の進捗状況を報告・評価するために会議を開催します。

##### ●町民や地域の取り組み

- 地域で困りごとがあったら、まずは居場所や集いの場、総会などの集まりの場で、どうしたら解決できるかを話し合います。

## 計画の推進

### ●役割分担

地域福祉を効果的・総合的に推進するためには、行政だけでなく、町民、地域、福祉サービス事業者などの主体が、次の役割を担うことが期待されています。

町民	まちづくりの方向性を理解し、できることから具体的に行動することが期待されます。
地域	区や民生委員・児童委員、ボランティア団体などの各種団体が連携し、公的サービスでは対応が難しい地域の課題に、積極的に対応することが期待されます。
福祉サービス事業者	サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。
社会福祉協議会	社会福祉法の中で、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う組織と位置づけられ、町全体の地域福祉活動のコーディネーターや行政との調整役としての役割を担っています。
行政	町の福祉の向上を目指し、庁内における福祉に係る部署をはじめ、町民、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などと連携しながら、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

### ●計画の進行管理・評価

本計画（Plan）の推進（Do）にあたっては、適切なタイミングで施策の推進結果を点検・評価（Check）し、問題点があれば改善（Action）を行うPDCAサイクルを用い、効果的な進行管理を行います。

## 伊奈町第2期地域福祉計画 【概要版】

令和2年3月

発行：伊奈町福祉課 〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493

TEL:048-721-2111 FAX:048-721-2137

※計画を詳細にお知りになりたい方は、計画書本編をご覧ください。